

独立行政法人海上災害防止センター
平成19年度業務実績評価調書

平成20年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成19年度業務実績評価調査：独立行政法人海上災害防止センター

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成19年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 センターは、函館、佐世保、鹿児島島の3箇所に支所を配置している。 これら3支所の主要業務は、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄会社が協同で保有する「防災艇」の維持管理及び訓練業務であるが、平成15年度には国家石油備蓄会社が廃止され、民間操業会社の設立が予定されている。今後、これに伴って「防災艇」による防災体制が見直される場合等においては、支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行う。	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 センターは、運営維持に係る国費の投入を前提とせず、自立的・効率的な運営を行うこととされている。現状において余力は極めて少ないが、危機管理業務を的確に実施する本来の任務に支障を及ぼさない範囲で、業務運営の効率化を推進する。 ※ 組織運営の効率化については措置済みであり、平成19年度計画には計画なし。	—	—	

(2) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費について、主たる事務所を移転させる等により、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。	(1) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費について、既に実施済みの施策を継続することにより平成19事業年度の決算においても、中期計画の目標値を達成することとする。	4	平成19年度の一般管理費を413,950千円とし、平成14年度（553,537千円／予算額）に対して25.2%（139,587千円）に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成した。	数値目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。
② 行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて、人件費について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね0.7%の人件費を削減する。	② 行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度からの2年間に於いて、概ね0.7%の人件費を削減する。	4	平成19年度の人件費を284,910千円とし、平成17年度（310,516千円／決算額）に対して8.25%（25,606千円）に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成した。	数値目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。
③ 俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。	※ 措置済みであるため、19年度計画には記載なし。	—	—	
④ 事業費について、防災費を除き、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（	③ 事業費について、既に実施済みの施策を継続することにより平成19事業年度の決算においても、中期計画の目標値を達成することとする。	4	平成19年度の事業費を1,166,193千円とし、平成14年度（1,308,125千円／予算額）に対して10.9%（141,932千円）に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成した。	数値目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。

平成14年度)比で5%程度に相当する額を削減する。	(参考: 対象額は、14 年度予算対象事業費 1,308,125 千円)			
(3) 関係機関等との連携の強化 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。	(2) 関係機関等との連携の強化 沿岸海域災害対策協議会及び地区石油コンビナート等特別防災区域協議会他が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。	3	四日市、横須賀、大阪（泉北）、大分、松山及び岩国の6箇所において、センターの油回収装置等を使用した訓練を実施し、関係機関等との連携を強化した。	
(4) 防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための方策についての検討を実施する。	(3) 防災措置業務のより効率的かつ効果的な実施方策 「油等汚染事件への準備及び対応等のための国家的な緊急時計画」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）において、センターは油以外の危険・有害物質（HNS）に対しても、対応資機材の保有や防除措置が求められたことから、有識者による「海上防災事業に係る検討委員会」において取りまとめられた報告書及び提言を踏まえ、既	4	日本財団の支援を受けつつ、センター自己資産によりHNS防除資機材を購入し、全国25ヶ所の基地に配備した。 また、防災事業者と契防者契約を結び、HNS防除に関し必要な資格を有する要員を確保するとともに、センター本部と各基地との間に、HNS事故対応支援ネットワークを整備した。	HNS防除資機材の配備や事故対応支援ネットワークの整備等、我が国におけるHNS防災体制の構築に向け積極的に取り組んだことは高く評価できる。

	存のネットワークやこれまでの成果及び実績を活用し、HNS 防除資機材を配備するなどして、全国で発生するHNS 事故への防災措置をより効率的かつ効果的に実施することが可能な体制の構築を図る。			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 海上防災措置実施事業 海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、次の事業を実施する。 ① 機材部が全国10基地に保有する油回収装置の運用システムの構築 機材部は全国10基地（横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 海上防災措置実施事業 ※ 措置済みであるため、19 年度計画には記載なし。	—	—	

門、大分)に油回収装置を配備している。近年の海洋環境に関する国民意識の向上や外国船舶の事故の増加に伴い、油流出事故発生時に迅速かつ効率的な防除措置を実施するため、防災部と機材部が協力して各配備基地毎に作業船の手配、油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実情に合わせて一環したシステムを構築し、マニュアル化を行うとともに、関係者に対して事前に周知する。				
② 契約防災措置実施者の能力の向上 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」(国際海事機関カリキュラムに準拠)を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させるため、毎年度研修を実施する。	契約防災措置実施者の能力の向上 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 28名の監督職員の研修を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。	3	防災訓練所において、「海洋汚染対応コース」(IMOカリキュラムレベルⅠ及びⅡに準拠)を実施し、契防者28名に対して排出油等の防除措置に係る知識・技能の向上を図った。	

イ 巡回研修会 地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させるため、毎年度、全国において契約防除措置実施者を対象とした巡回研修会を実施する。	イ 巡回研修会 釧路、秋田、金沢、境港、舞鶴の5箇所において、1箇所につき30名参加予定の巡回研修会を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。	3	センター職員を釧路、秋田、金沢、境港及び舞鶴の5箇所に派遣し、契約防災措置実施者の職員等計207名に対して研修を実施した。	
(2) 機材事業 ① 船舶所有者等の排出油防除資材の備え付け及び油回収装置等の配備義務者に代わってオイルフェンス等の排出油防除資材を全国33基地に、油回収装置等を全国10基地に配備する。	(2) 機材事業 ① 全国33基地に配備してあるオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。 また、全国10基地に配備してある油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。	3	排出油防除資材（全国33基地）及び油回収装置（全国10基地）の定期点検を毎月実施し、不具合箇所には必要な措置を施した。	
② 事故発生時に迅速に排出油防除資材を事故現場に搬出し、油回収	② 排出油防除資材を管理している33基地において搬出訓練を、	3	排出油防除資材の搬出訓練を全国33基地において、油回収装置の運用訓練を全国10基	

装置等を確実に運用できるよう各基地で毎年度 1 回の訓練を行う。	油回収装置を管理運用している 10 基地において運用訓練を行う。		地において、それぞれ1回ずつ実施した。	
(3) 海上防災訓練事業 ① 訓練の重点化 1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。 特に、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗り組む上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた計画を策定し、訓練を実施する。	(3) 海上防災訓練事業 ① 訓練の重点化 海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース（5日間）を 10 回、消防実習コース（2日間）を 8 回それぞれ開催する。 標準コース5日間のうち2日間を消火実習として消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース（2日間）については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1日を充てる他、船内搜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。	4	標準コースを12回（計496名）、消防実習コースを8回（計260名）それぞれ実施した。 標準コースの受講希望者が予定を大きく上回ったため、年間訓練計画を調整のうえ、他の訓練（50回）を削減することなく、2回追加して実施した。	
② 有益な訓練の実施 海上防災訓練の実施に当たって	② 有益な訓練の実施 平成 18 年度に実施したアンケ		平成18年度のアンケートを分析した結果、特段改善すべき点は認められなかったが、一	

は、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。 アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。	ートの結果を平成 19 年 5 月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年 6 月から改善のための措置を実施する。平成 19 年度に行う 10 回の標準コースについても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。平成 19 年度末にアンケートの結果を取りまとめた後、分かり易い講義であったかどうか等について評価を行った上で、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を 70%以上の参加者から得られるようにする。 更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。	3	部参加者の指摘を踏まえ、よりポイントを絞った講義内容に改善した。 本件については訓練専門委員会に報告し、「有効である」との評価を受けた。 平成19年度は、標準コース（12回）の参加者496名を対象にアンケートを実施し、座学については84.1. %、実習については82.7%の参加者から「理解できた」又は「ほぼ理解できた」との回答を得たほか、85.9%の参加者から今後の実務に「有益」であるとの評価を得た。	
(4) 調査研究等事業 ① 過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措	(4) 調査研究等事業 受託事業として「HNS 海上災害対策に関する調査研究」、「北海道北岸における緊急時計画の策	3	当初の計画通り、受託事業3件、日本財団の助成事業1件を実施した。	

置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。	定」、「LNG 基地の海上防災対策に関する調査研究（八代港）」、日本財団助成事業として「タンカー火災の消火に関する調査研究」を実施する。			
② 調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。	※ 措置済みであるため、19 年度計画には記載なし。	—	—	
③ 自主研究を実施する場合は、外部評価を実施し、その結果をホームページ上で公開する。	※ 19 年度は自主研究を予定していないため、記載なし。	—	—	
(5) 国際協力推進事業 ① 過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関の研修に準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。	(5) 国際協力推進事業 ① 東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を 4 回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。	3	ODA事業及びJICA事業として、次のとおり外国人研修を3回実施した。（当初計画していた1件については、委託元の事情により未実施） ・ ASEAN地域諸国に対する有害液体物質汚染対策協力事業（ODA事業） ・ JICA研修（標準コース）／海技大学校委託 ・ JICA集団研修（標準及び海洋汚染対応コース）／（財）海上保安協会委託	

② 訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。	② 平成 18 年度に実施したアンケートの結果を平成 19 年 5 月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年 6 月から改善のための措置を実施する。 平成 19 年度の外国人研修についても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。訓練終了後にアンケートの結果を取りまとめ、訓練内容がニーズを踏まえたものであったか、また、分かり易い講義であったかどうか等を評価し、評価結果を委託元に報告することにより、事業計画への反映に努めるとともに、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を 70%以上の参加者から得られるようにする。 更に、評価結果及び評価結果を	3	平成18年度のアンケートを分析した結果、特段改善すべき事項は見当たらず、その旨を訓練専門委員会に報告し、了承された。 平成19年度は、外国人研修（3コース）の参加者30名を対象にアンケートを実施した結果、参加者全員から、本訓練は今後の実務に「有益」との評価を受けるとともに、各講義・実習の理解度について、ほぼ9割以上の項目で「よい」との評価を得た。 また、教材、通訳を含めた設備の状況については100%、スケジュールについては、93%の参加者から「よい」との評価を得た。	
---	--	----------	--	--

	踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。			
3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 センターの収入は、基金及び特別積立金の利息収入の他、火災・油流出事故に対応した場合の防災負担金収入、受託業務収入、消防船の警戒料、資機材備付証明書発行料、訓練受講料等の自己収入で全て賄っており、今後とも自己収入の確保を図り、自立的な運営を行う。	3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保 特殊法人等整理合理化計画において、「運営費交付金を前提とせず、自立的な運営を図る。」とされていることから自己収入の確保を最優先の課題とする。 出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの排出油防除資機材の維持業務及び HNS 海上災害対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。	3	年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保した。 予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおりに実施した。	事業毎に自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行ったことは評価できる。
(2) 予算（人件費の見積を含む。）	(2) 予算 年度計画参照			
(3) 平成15年度（10月1日～）～平成	(3) 収支計画 年度計画参照			

19年度収支計画 (4) 平成15年度（10月1日～）～平成 19年度資金計画	(4) 資金計画 年度計画参照			
4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	—	—	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	—	—	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	—	—	
7. その他業務運営に関する事項 (1) 施設整備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び2隻の消防船について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・整備に関する計画 ① 消防演習場の淡水化プラントの定期メンテナンスを行う。なお、フィルター交換については、単年度支出を抑えるため、分割交換を実施する。	3	消防演習場については、淡水化プラントの回収タービンの交換、フィルター（R0膜）の分割交換のほか、タンクローリー及び油貯蔵タンク下部の修繕を行った。 船舶については、消防船「おおたき」の中間検査、同「きよたき」の上架修理を実施したほか、訓練船「ひので」及び「ホエール」	

	② 消防船については、1 隻の中間検査修理及び他の1 隻の上架修理を行う。訓練船については、2 隻の上架修理を行う。		の上架修理を実施した。	
(2) 人事に関する計画 海上防災業務を的確に実施するための人事配置とする。	(2) 人事に関する計画 ① 方針 職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり効率的な業務実施が可能となるよう適正な人事配置とする。	3	民間船社、海上保安庁及び財務省から、専門知識を有する職員 13 名を出向者として受け入れるとともに、センター業務を確実に効率的に遂行できるよう、各職員の適性を勘案して適切な部門に配置した。 【出向者の内訳】 海上保安庁8、財務省1、民間船社4	
	② 人員計画 年度末の常勤職員数を年度当初と同数とする。 (参考1) (1) 平成 19 年度当初の常勤職員数 29 人 (2) 平成 19 年度末の常勤職員数	3	計画どおり、年度末の常勤職員数を年度当初と同数の 29 名とした。	

	29 人 (参考 2) 平成 19 年度の人件費総額見込み 313 百万円			
--	--	--	--	--

＜記入要領＞・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順 調	概ね順調	要努力	評価理由
	○			各項目の合計点数＝59 項目数×3＝54 下記公式＝109%

- ＜記入要領＞
- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
 - ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・一般管理費、人件費及び事業費について、それぞれ数値目標を大きく上回る削減を達成したこと、また、自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自立的な業務運営を行ったことは高く評価できる。
一般管理費：25.2%（13%）、人件費：8.25%（0.7%）、事業費：10.9%（5%）（ ）は目標値
- ・HNS防除資機材の配備や事故対応支援ネットワークの整備等、我が国におけるHNS防除体制の構築に向け積極的に取り組んだことは高く評価できる。
- ・日本財団助成事業の調査研究について、成果物をセンターホームページ上で公開するとともに、日本財団図書館ホームページにリンク設定（アクセス件数は上位を占めており、注目度は5段階の5の評価）し、普及・啓発を図ったことは評価できる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・「随意契約見直し計画」の策定、これに基づく取組みにより、全契約件数に対する随意契約の割合を90%（18年度）から67%（19年度）に引き下げたことは評価できる。今後とも、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を推進すること。
- ・給与水準については、対国家公務員指数が113.5と高くなっているが、センター業務の特殊性、危険性等を勘案すると妥当な数値であると思料する。なお、これまでに役員報酬の減額や職員俸給表の引き下げ等を行っているが、今後も引き続き人件費の抑制に努めること。
- ・内部統制の更なる向上のため、センターが今後予定している取組み（プロジェクトチームを編成し、会計監査人等の指導を受けつつ検討を行い、実行可能な措置から順次実施）を推進すること。

（その他）

- ・ ヘーベイ・スピリット号油流出事故（19 年 12 月／韓国西岸沖）に国際緊急援助隊として参加し、防除活動を通してセンターの知名度を向上させたことは、高く評価できる。
- ・ 利益剰余金 22.3 億円については、大規模油流出事故時の対応や船舶・訓練施設の緊急修理等、事前予測が不可能な場合に備えるためのものであり、積立金として整理していることは適当と思料する。
- ・ センターの主な保有資産（訓練施設、船舶、油回収装置等の資機材）については、センター業務を遂行するうえで有効かつ適切に活用されているものと思料する。